

平成30年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中（平成29年1月1日から12月31日まで）の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各地域センターおよび出張所の窓口に備えつけてますので、3月15日（木）までに申告してください。

なお、2月6日（火）から3月15日（木）まで日程表のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください。

※申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるものです。
 必要な資料等をお持ちいただけない場合には、申告書を作成できないことがあります。
 ※農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されていない場合は、申告相談をお受けできません。

市県民税の申告は 3月15日（木）までです。

マイナンバーを
お忘れなく

申告が必要な方

給与や年金※のほか、農業や事業を営んでいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得（土地、家屋を売った所得）などの収入がある方は申告をしなければなりません。

※公的年金等に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、税務署への確定申告は不要ですが、**市県民税の申告が必要**ですのでご注意ください。

収入が
全くない方も申告の
必要があります

申告をしないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金

の融資等の申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられまないのでご注意ください。また、非課税年金（障害年金、遺族年金等）受給者についても申告が必要です。

次の方は原則
市県民税の申告が
必要ありません

- ① 税務署に確定申告書を出す方
- ② 給与収入のみの方で、勤務先で年末調整を済ませた方（ただし、各種控除の適用を受けようとする方は除きます）

申告相談に
持参するもの

- ① 申告する方全員の**マイナンバーがわかるもの**
 - ② 申告する方全員の住民票のいずれか
 - ③ **身元が確認できるもの**
 - ④ 収入額等を証明するもの
- ▼ マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票のいずれか
 ▼ マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

e-Tax 利用促進のお願い

国税庁では、申告の手続きを効率的に行うことができるe-Taxの利用を推進しており、本市でもより多くの方々に利用していただけるよう大曲税務署と共に広報を行っています。現在の申告の流れは、**申告受付→受付した申告書を印刷→署名・押印→源泉徴収票等添付書類の貼付→税務署へ郵送**となっていますが、e-Taxを利用すると**申告受付→税務署へ電子送信**と格段に早く申告相談を終えることができます。また、電子で送信することにより還付申告の場合処理が迅速になり早期に口座へ振り込まれるようになります。このように、納税者の利便性向上に繋がることからぜひご協力いただきたいと考えています。なお、e-Taxをご利用になる場合「利用者識別番号」が必要となりますので、下記のURLにアクセスしていただき、事前に番号を取得するようお願いいたします。詳しくは仙北市税務課まで。
 国税庁 HP → <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

- ▼ 給与所得者や年金受給者は、源泉徴収票などの収入が明らかとなるもの
- ▼ 農業所得を含む事業所得者は、収支計算書、領収書や帳簿類
- ▼ その他の所得がある方は、収入額を証明するものや必要経費がわかるもの
- ⑤ 各種控除の適用を受ける際の証明となるもの
- （例）
 - ▼ 寄付金の領収書
 - ▼ 健康保険料、介護保険料の領収書等
 - ▼ 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書
 - ▼ 障害者手帳、療育手帳、学生証等の証明書
 - ▼ 医師等が発行する証明書（おむつを使う必要がある方）
 - ▼ 福祉事務所が発行する認定書（寝たきり等による介護を要する方）
- ⑥ e-Tax「利用者識別番号」がわかるもの（取得されている方のみ）
 - ※所得税の還付を受ける場合は、「源泉徴収票」や「各種領収書等」の添付が義務付けられています（e-Taxの場合は不要）。ない場合は還付が受けられませんので、必ず事業所等から交付を受けてから申告相談にお越しください。
 - ※所得税の還付金は口座振込になりますので、還付先として指定する金融機関の口座がわかるものを用意してください。